

兵庫県・神戸市・姫路市・尼崎市・明石市・西宮市の 令和6年度事業方針

[神戸市]

1 排出事業者の指導

- (1) 排出事業者から排出される廃棄物が適正処理されているかを確認するため、適宜、立入検査を行い、必要に応じて指導を行う。
- (2) 排出事業者の発生抑制・減量化・資源化についての相談・指導を行う。
- (3) 多量排出事業者に対しては、産業廃棄物処理計画書及び実施状況報告書をもとに、必要に応じて指導を行う。

2 産業廃棄物処理業者の指導

- (1) 産業廃棄物処理業者に対し、適宜、立入検査を実施し、適正処理を指導する。
- (2) 新たに産業廃棄物処理施設を計画する事業者や、既存の産業廃棄物処理施設の変更等を計画する事業者に対し、適正に手続きを行うように指導する。
- (3) (一社)兵庫県産業資源循環協会と連携して、研修会を実施し、廃棄物の適正処理・資源化についての知識を広めるとともに、廃棄物処理法の改正に関する情報等、様々な情報の提供にあたる。

3 不法投棄対策等

- (1) クリーン110番や不法投棄防止協働サテライト等による監視パトロール、通報協力団体との連携及び監視の目の届きにくい地域において環境局が直接設置する不法投棄防止カメラの運用により、不法投棄や不法焼却等の不適正処理を防止するとともに、実行者に対する適正処理に向けた厳正な指導を行う。また、地域活動支援事業などを通じ、市民と行政が協働した活動を展開することで、「市民が誇れる美しいまち神戸」を作っていく。
- (2) 産業廃棄物の不適正な保管行為を防止するため、廃棄物処理法・市条例を効果的に運用し、廃棄物の保管に関し必要な指導を行う。

[神戸市環境局事業系廃棄物対策課]